

3-2. 自然再生全体構想の構成

自然再生全体構想には次の4項目を含めることが法律に定められています。

- (1) 自然再生の対象となる区域
- (2) 自然再生の目標
- (3) 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- (4) その他自然再生の推進に必要な事項

解説

上記の4項目を含んでいれば、全体構想の構成は各協議会の自主的な判断により定められていくことになります。

「(4) その他自然再生の推進に必要な事項」の項目も各協議会により定められるものですが、例えば、①目標達成に必要な自然再生事業の種類、②自然再生の状況の監視（モニタリング）に関する事項 ③自然再生に関連して行われる自然環境学習の推進に関する事項などが想定されます。

【参考】 自然再生全体構想の構成例

はじめに

第一章 自然再生の対象となる区域

第一節 対象区域

第二節 対象区域設定の考え方

第三節 対象区域の概況（自然環境の状況、社会的状況等）

第四節 対象区域の課題

第二章 自然再生の目標

第三章 目標達成のための取り組み

第一節 取り組みの種類と概要

第二節 モニタリング

第三節 維持管理

第四章 自然再生協議会の参加者

第一節 協議会の構成員

第二節 構成員の役割分担

第五章 その他の事項

別添資料

目 次

1	自然再生の目的	1
1.1	自然再生の目的	1
1.2	自然再生のコンセプト	2
2	自然再生の対象区域	3
3	自然再生の目標	4
3.1	目標設定にあたっての基本的な考え方	4
3.2	現存植生からの目標植生	4
3.3	植生遷移からの目標植生	5
4	協議会の参加者	6
4.1	協議会設置の経緯	6
4.2	協議会の参加者	6
4.3	協議会内の検討グループ	6
5	その他自然再生の推進に必要な事項	9
5.1	自然再生手法	9
6	役割分担	13
6.1	自然再生手法の具体的な手法に係る役割分担	13
6.2	維持管理における役割分担	14
6.3	環境学習について	16

目 次

1. 自然再生協議会の設立の目的	1
2. 現況と課題	2
3. 自然再生事業の対象エリア及びゾーン区分	33
4. 自然再生の基本方針とスローガン	35
5. 自然再生の目標	36
6. 目標を達成するための取組み	38
7. 役割分担と優先順位	40
8. 維持管理	42
9. 評価指標	43

【資料】

1. 多々良沼・城沼自然再生協議会 委員名簿 (平成 23 年5月 13 日現在)
2. 多々良沼・城沼自然再生協議会会則

【目次の例③】竜串自然再生全体構想

竜串自然再生全体構想

目次

はじめに

第1章 竜串湾一帯の概要と自然再生の取り組みに至る経緯	1
（1）地域の概況	1
（2）竜串における観光開発の歩み	2
（3）竜串湾を取り巻く環境の変化	2
（4）竜串湾のサンゴ群集の特徴と移り変わり	3
（5）竜串における自然再生のはじまり	5
第2章 自然再生の対象となる区域	6
（1）対象区域（海域）	6
（2）関連区域（陸域）	6
第3章 竜串自然再生の目標	8
第4章 目標を達成するための取り組み	11
（1）沿岸生態系の保全と再生の取り組み	13
（2）自然と共生した活力ある地域づくりへの取り組み	20
（3）取り組みに係るモニタリングの実施	22
第5章 役割分担	23
（1）協議会委員や地域住民の果たす役割	23
（2）役割分担表	23
参考 自然再生の基本的な考え方と原則	25
（1）「自然再生」とは	25
（2）自然再生を実施するうえでの原則	25
語句の説明	28
竜串自然再生協議会委員名簿	31
竜串自然再生協議会設置要綱	32